



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	1
規則	神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局給与課	3
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	行財政局組織編成課	10
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(花山手自治会)	地域協働局地域活性課	14
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導課	15
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	19
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導課	20
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導課	23
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	27
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導課	28
告示	人と自然との共生ゾーンの区域および農村用途区域の変更	経済観光局農政計画課	30
告示	都市計画法による都市計画の変更(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ほか)	都市局都市計画課	31
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の写しの縦覧(神戸発電所3・4号機設置計画、(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト)	環境局環境保全課	33
公告	都市公園の設置(西神工業団地内周辺緑地)	建設局公園部管理課	34
公告	神戸市市民公園条例による市民の森の指定	建設局公園部魅力創造課	35
公告	組合設立認可取消処分(神戸市潤和山の手台土地地区画整理組合)	都市局地域整備推進課	36
公告	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画素案の縦覧及び意見書の提出(西神第2地区地区計画)	都市局都市計画課	37
公告	都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ほか)	都市局都市計画課	39
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区西舞子4丁目ほか)	都市局都市計画課	41
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	42
人事委員会	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	43
人事委員会	管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	56

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第14号

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則

神戸市事務分掌規則(平成31年 3 月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
<u>(シアトルビジネスオフィス)</u>									
<u>第66条の2 経済観光局シアトルビジネスオフィスは、北米地域との経済交流及び産官学連携に関する事務を分掌する。</u>									
別表第1（第32条関係）					別表第1（第32条関係）				
名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長	名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
淡河	[略]	[	[略]		淡河	[略]	[	[略]	

環 境		略			環 境		略		
セ ン		]			セ ン		]		
ター					ター				
シ ア	経 済 観 光	第	2033 6th A	所 長					
ト ル	局	2	ve, Seattl						
ビ ジ		類	e, WA 9812						
ネ ス		1							
オ フ									
イス									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第15号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（災害応急対応等派遣手当） 第 8 条 〔略〕 2 条例第38条第2項に規定する規則に定める時間帯又は区域は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。 （1） 条例第38条第1項に規定する業	（災害応急対応等派遣手当） 第 8 条 〔略〕 2 条例第38条第2項に規定する規則に定める時間帯又は区域は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。 （1） 条例第38条第1項に規定する業

務のうち、屋外において行う業務に日没時から日出時までの間において従事する場合 日額2,160円

(2) 条例第38条第1項に規定する業務（前号に掲げるものを除く。）に深夜において従事する場合 日額2,160円

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において条例第38条第1項に規定する業務に従事する場合 日額2,880円

3 [略]

（海外派遣手当）

第9条 [略]

2 条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める額は、外国勤務者が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額（外国勤務者が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額（確認が困難である場合は、1箇月に要する家賃から家具相当額として当該家賃の100分の10に相当する額を控除した額））（以下「基本家賃額」という。）から、外務公務員

務のうち、屋外において行う業務に日没時から日出時までの間において従事する場合 日額1,620円

(2) 条例第38条第1項に規定する業務（前号に掲げるものを除く。）に深夜において従事する場合 日額1,620円

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において条例第38条第1項に規定する業務に従事する場合 日額2,160円

3 [略]

（海外派遣手当）

第9条 [略]

2 条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める額は、外国勤務者が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額（外国勤務者が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額（確認が困難である場合は、1箇月に要する家賃から家具相当額として当該家賃の100分の10に相当する額を控除した額））（以下「基本家賃額」という。）から、外務公務員

在勤基本手当等政令別表第2第2号（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号。以下同じ。）の表の控除率の欄に掲げる外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号の表に掲げる総領事館非設置都市が属する大使館の所在地。以下同じ。）に係る控除率を基本家賃額に乗じて得た額を控除した額とする。ただし、当該額が、別表第2第2号の表の左欄に掲げる給与条例別表第1に掲げる職務の級の区分に応じ同表の右欄に掲げる外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第2号の表限度額の欄に掲げる号に該当する外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地に対応する限度額（配偶者又は当該外国勤務者の収入により生計を維持している子を随伴しない外国勤務者にあっては、当該限度額に100分の80を乗じて得た額とする。）を超えるときは、当該限度額を加算の上限とする。

3 [略]

4 条例第39条第2項第3号に規定す

在勤基本手当等政令別表第2第2号（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号。以下同じ。）の表の控除率の欄に掲げる外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号の表に掲げる総領事館非設置都市が属する大使館の所在地。以下同じ。）に係る控除率を基本家賃額に乗じて得た額を控除した額とする。ただし、当該額が、別表第2第2号の表の左欄に掲げる給与条例別表第1に掲げる職務の級の区分に応じ同表の右欄に掲げる外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第2号の表限度額の欄に掲げる号に該当する外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地に対応する限度額（配偶者又は同項第3号に規定する年少子女を随伴しない外国勤務者にあっては、当該限度額に100分の80を乗じて得た額とする。）を超えるときは、当該限度額を加算の上限とする。

3 [略]

る規則で定める額は、第1項の規定により得られる額の100分の8に相当する額とする。

5 条例第39条第1項、第2項第4号及び第5号並びに第3項に規定する規則で定める換算率は、外務省令で定める換算率とする。

6 [略]

7 海外派遣手当のうち、条例第39条第1項の規定により支給する額に相当する部分（以下「基本手当」という。）は、外国勤務者が勤務地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて勤務地を出発する日の前日まで（以下「基本手当の支給期間」という。）支給する。ただし、外国勤務者が離職し、又は死亡したときは、その日まで支給する。

8 海外派遣手当のうち、条例第39条第2項第1号の規定により支給する額に相当する部分は、基本手当の支給期間中、支給する。ただし、外国勤務者が離職し、又は死亡したときは、その日まで支給する。

9 海外派遣手当のうち、条例第39条第2項第2号の規定により支給する額に相当する部分は、基本手当の支給期間中において、当該外国勤務者

4 条例第39条第1項、第2項第3号及び第3項に規定する規則で定める換算率は外務省令で定める換算率とする。

5 [略]

の配偶者が当該外国勤務者の勤務地に到着した日の翌日（外国勤務者の配偶者が当該外国勤務者の勤務地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該外国勤務者の基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその終了する日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその終了する日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

- 10 海外派遣手当のうち、条例第39条第2項第3号の規定により支給する額に相当する部分は、外国勤務者の基本手当の支給期間中において、同号の規定に該当する子（以下「同行の子ども」という。）が当該外国勤務者の勤務地に到着した日の翌日（外国勤務者の同行の子どもが当該外国勤務者の勤務地において同行の子どもに該当することとなった者である場合にあっては、同行の子どもに該当することとなった日）から、当該外国勤務者の基本手当の支給期間の終了する日（その同行の子どもがその終

了する日の前に帰国する場合にあってはその同行の子どもが帰国のためその地を出発する日の前日、その同行の子どもがその終了する日の前に同行の子どもに該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては同行の子どもに該当しないこととなった日又は死亡した日)まで、支給する。

11 海外派遣手当のうち、条例第39条

第2項第4号の規定により支給する額に相当する部分は、外国勤務者の基本手当の支給期間中において、当該外国勤務者の年少の子どもが当該外国勤務者の勤務地に到着した日の翌日（外国勤務者の年少の子どもが当該外国勤務者の勤務地において年少の子どもに該当することとなった者である場合にあっては、年少の子どもに該当することとなった日）から、当該外国勤務者の基本手当の支給期間の終了する日（その年少の子どもがその終了する日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少の子どもが帰国のためその地を出発する日の前日、その年少の

子どもがその終了する日の前に年少の子どもに該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少の子どもに該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。

12 海外派遣手当のうち、条例第39条

第2項第5号の規定により支給する額に相当する部分は、外国勤務者の基本手当の支給期間中において、外国勤務者が同号に掲げる外国勤務者に該当することとなった日の翌日から、当該外国勤務者の基本手当の支給期間の終了する日（その外国勤務者がその終了する日の前に同号に掲げる外国勤務者に該当しないこととなった場合にあっては、同号に掲げる外国勤務者に該当しないこととなった日の前日）まで、支給する。ただし、外国勤務者が離職し、又は死亡したときは、その日まで支給する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第8条第2項、第9条第2項、第4項及び第5項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

訓令甲第3号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長、課内室長及び課内所長の専決事項） 第7条 課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事	（課長、課内室長及び課内所長の専決事項） 第7条 課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事

務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関するることについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通
専決事項～経済観光局経済政策課
課長（中小企業金融担当）専決事項
〔略〕

新産業・科学技術課長専決事項

シアトルビジネスオフィスにかかる
次の事項に関すること。

(1) 別表第5及び別表第6に定める
第2類事業所長及び課長共通の決
裁区分に属する事項に関するこ
と。

(2) 定期出版物の刊行に関するこ
と。

(3) 所内取締りに必要な諸規程の制
定改廃に関すること。

(4) 重要でない次に掲げる事項に関
すること。

ア 照会、回答、通知、届出、申請、
申告、報告、進達、通達、副申、

務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関するることについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通
専決事項～経済観光局経済政策課
課長（中小企業金融担当）専決事項
〔略〕

諸証明等

イ 許可、認可、免許、登録その他の行政処分

ウ 行政財産の使用許可その他管理

エ 公文書の公開に係る事項

オ 個人情報の開示、訂正及び削除その他個人情報の保護に係る事項

カ 契約の履行に当たり、当該契約に基づき本市が行う承諾その他の応答又はそれらを求める行為

(5) 前各号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

経済観光局ものづくり産業課長専決事項～港湾局海岸防災課課長（整備担当）専決事項 [略]

（第2類事業所長等の専決事項）

第16条 第2類の事業所（以下「第2類事業所」という。）の所長、事務室長、課長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関するについて、第2類事業所の所長及び課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の

経済観光局ものづくり産業課長専決事項～港湾局海岸防災課課長（整備担当）専決事項 [略]

（第2類事業所長等の専決事項）

第16条 第2類の事業所（以下「第2類事業所」という。）の所長、事務室長、課長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関するについて、第2類事業所の所長及び課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の

規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。 第2類事業所長（小磯記念美術館長及びシアトルビジネスオフィス所長を除く。）及び課長共通専決事項～第2類事業所の係長共通専決事項 [略]	規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。 第2類事業所長（小磯記念美術館長を除く。）及び課長共通専決事項～第2類事業所の係長共通専決事項 [略]
---	---

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

神戸市告示第362号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、花山手自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	花山手自治会
主たる事務所	神戸市北区花山中尾台3丁目1番地の1
代表者の氏名	大西 輝彦
代表者の住所	非表示

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 花山手自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岩本 洋美	大西 輝彦
代表者の住所	非表示	非表示

神戸市告示第363号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2810502332	クレド	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通六丁目 2 番 5 号	ファースト クレド株式 会社	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通六丁目 2 番 5 号	令和 8 年 8 月 1 日	居宅介護
2810502332	クレド	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通六丁目 2 番 5 号	ファースト クレド株式 会社	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通六丁目 2 番 5 号	令和 8 年 8 月 1 日	重度訪問介 護
2810502340	ケアサービ スはな	兵庫県神戸 市兵庫区馬 場町 5-8 1F	一般社団法 人だるま	兵庫県神戸 市兵庫区馬 場町 5 番 8 号 2 F	令和 8 年 8 月 1 日	居宅介護
2810502340	ケアサービ スはな	兵庫県神戸 市兵庫区馬 場町 5-8 1F	一般社団法 人だるま	兵庫県神戸 市兵庫区馬 場町 5 番 8 号 2 F	令和 8 年 8 月 1 日	重度訪問介 護
2810602520	ケアリッツ 長田	兵庫県神戸 市長田区四 番町 6-2 モアベル神 戸 108	株式会社ケ アリッツ・ アンド・パ ートナーズ	東京都新宿 区新宿四丁 目 1 番 6 号	令和 8 年 8 月 1 日	居宅介護
2810602538	ひまわりへ ルパーステ ーション支 援事業所	兵庫県神戸 市長田区三 番町 3 丁目 7-8	一般社団法 人向日葵	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺女夫岩 1094-7	令和 8 年 8 月 1 日	居宅介護
2810602538	ひまわりへ ルパーステ ーション支 援事業所	兵庫県神戸 市長田区三 番町 3 丁目 7-8	一般社団法 人向日葵	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺女夫岩 1094-7	令和 8 年 8 月 1 日	重度訪問介 護

令和8年10月6日 神戸市公報第3983号

2810602538	ひまわりヘルパーステーション支援事業所	兵庫県神戸市長田区三番町3丁目7-8	一般社団法人向日葵	兵庫県神戸市須磨区妙法寺女夫岩1094-7	令和8年8月1日	同行援護
2810802310	訪問介護愛まーる	兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目4-7 ジョイフル垂水501	株式会社warehouse minoh	大阪府箕面市桜五丁目20番22号	令和8年8月1日	居宅介護
2810802310	訪問介護愛まーる	兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目4-7 ジョイフル垂水501	株式会社warehouse minoh	大阪府箕面市桜五丁目20番22号	令和8年8月1日	重度訪問介護
2820500128	みんなのいえ	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通2丁目1番12 暁ビル	ライフケアは一と合同会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中九丁目1番地の12-1216号	令和8年8月1日	共同生活援助
2820500136	ラロッシュ羽坂	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通4丁目2-10-301	株式会社A&live	兵庫県神戸市兵庫区新開地六丁目1番12-1005号	令和8年8月1日	共同生活援助
2825200286	満月ホーム	兵庫県神戸市西区大津和2-9-18 サニーパレスザウエスト209号室	株式会社Gloria Road	大阪府箕面市船場西二丁目22番14号	令和8年8月1日	共同生活援助
2810101747	ケアステーションレイズ	兵庫県神戸市東灘区御影1丁目6番23-202号	合同会社三友会	兵庫県神戸市東灘区御影1丁目6番23-202号	令和8年9月1日	居宅介護

令和8年10月6日 神戸市公報第3983号

2810602546	will 神戸	兵庫県神戸市 市長田区長楽町六丁目 二番 29 号 チャレンジビル 2 階	株式会社スフィード	兵庫県神戸市 市長田区長楽町六丁目 二番 29 号 チャレンジビル 3 階	令和 8 年 9 月 1 日	居宅介護
2810602546	will 神戸	兵庫県神戸市 市長田区長楽町六丁目 二番 29 号 チャレンジビル 2 階	株式会社スフィード	兵庫県神戸市 市長田区長楽町六丁目 二番 29 号 チャレンジビル 3 階	令和 8 年 9 月 1 日	重度訪問介護
2815202235	ケアステーション sol	兵庫県神戸市 西区水谷 3 丁目 1 3 ー 1 3 ダイワ運輸本社ビル 1 階	Infini 株式会社	兵庫県神戸市 北区松宮台一丁目 5 番地の 1 8	令和 8 年 9 月 1 日	行動援護
2815202730	訪問介護ステーション マメしば	兵庫県神戸市 西区伊川谷町有瀬 31-1 フアルファアラ 207 号室	株式会社ベルアージュ	兵庫県神戸市 西区玉津町西河原 158 番地の 1	令和 8 年 9 月 1 日	居宅介護
2815202730	訪問介護ステーション マメしば	兵庫県神戸市 西区伊川谷町有瀬 31-1 フアルファアラ 207 号室	株式会社ベルアージュ	兵庫県神戸市 西区玉津町西河原 158 番地の 1	令和 8 年 9 月 1 日	重度訪問介護
2810502357	CRAFT Lab.	兵庫県神戸市 兵庫区和田山通一丁目 2-25 A 棟 503 号室	株式会社中谷加工所	兵庫県神戸市 兵庫区和田山通一丁目 2-25A 棟 507 号	令和 8 年 9 月 1 日	就労継続支援（B 型）
2810701819	Lino プレイス	兵庫県神戸市 須磨区飛松町 3 丁目 1-3 駅前	合同会社紡ぐ	兵庫県神戸市 中央区磯辺通一丁目 1 番 18 号	令和 8 年 9 月 1 日	就労継続支援（B 型）

		ビル2階		カサベラ国際プラザビル707		
2810701827	ツナグバ	兵庫県神戸市須磨区戎町5-3-13	株式会社P LAST	兵庫県神戸市長田区腕塚町四丁目2番1号	令和8年9月1日	生活介護
2815102864	ロイヤルライフ	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目9-23-101	合同会社ロ イヤルライ フ	兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目9-23-101	令和8年9月1日	生活介護
2815102880	アトリエR in フラ ワーロード	兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目2番8号 田嶋ビル1 A	株式会社T AKASH IMA	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目1番2号大和地所三宮ビル307号	令和8年9月1日	就労継続支援（B型）
2820600290	C o c o t t o 宮川 町	兵庫県神戸市長田区宮川町5丁目5-3	有限会社や な川・商会	兵庫県神戸市長田区東尻池町二丁目6番2号	令和8年9月1日	共同生活援助
2825200294	アライブホーム	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬787-4 プレジール有瀬221	一般社団法人A l i v e	兵庫県揖保郡太子町馬場332-9	令和8年9月1日	共同生活援助

神戸市告示第364号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2830100240	相談支援事業所 A r a t a	兵庫県神戸市東灘区青木 5 丁目 6 -14 磯辺ビル 3 階	株式会社 M O R E T H A N	兵庫県神戸市東灘区青木 2 丁目 2 番 1 -1106 号	令和 8 年 8 月 1 日	計画相談支援
2835000270	相談支援事業所 音の羽	兵庫県神戸市北区南五葉 4 丁目 1 -27	株式会社 ス マイル・ラ イフ	兵庫県神戸市垂水区福田 5 丁目 5 番 22 号	令和 8 年 8 月 1 日	計画相談支援

神戸市告示第365号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810701645	ぴのぐるは うす	兵庫県神戸 市須磨区大 黒町 1 丁目 3-17	株式会社松 鶴	兵庫県神戸 市須磨区飛 松町三丁目 6-14-201	令和 8 年 7 月 15 日	短期入所
2810101457	エルセンケ アセンター 神戸	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通 5-1 -14 神戸商 工貿易セン タービル 8 階	株式会社エ ルセンケア	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通五丁目 1 番 14 号 神戸商工貿 易センター ビル 8 階	令和 8 年 7 月 31 日	居宅介護
2810101457	エルセンケ アセンター 神戸	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通 5-1 -14 神戸商 工貿易セン タービル 8 階	株式会社エ ルセンケア	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通五丁目 1 番 14 号 神戸商工貿 易センター ビル 8 階	令和 8 年 7 月 31 日	重度訪問介 護
2810500427	兵庫むつみ 会	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町 4-13-8	社会福祉法 人はつく兵 庫	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町 4-13-8	令和 8 年 7 月 31 日	就労継続支 援（B 型）
2820600035	グループホ ーム メゾ ン・ド・丸 山	兵庫県神戸 市長田区西 丸山町 1-2-15	社会福祉法 人はつく兵 庫	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町 4-13-8	令和 8 年 7 月 31 日	共同生活援 助
2810700720	ホーリーツ リー西部	兵庫県神戸 市須磨区須 磨本町 1 丁 目 1 番 6 号	社会福祉法 人しんじゅ	兵庫県神戸 市須磨区須 磨本町 1 丁 目 1 番 6 号	令和 8 年 8 月 1 日	就労継続支 援（B 型）

令和8年10月6日 神戸市公報第3983号

2810801916	ヒーローズ ワーク垂水	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞1丁目 22番38号	株式会社ヒ ーローズワ ーク	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞1丁目 22番38号	令和8年8 月2日	就労継続支 援（A型）
2810602280	らくらく介 護 ありが とう	兵庫県神戸 市長田区大 塚町4丁目 1-11-201	一般社団法 人ありがと う	兵庫県加古 川市平岡町 中野212番 地の5万葉 ハイツ東加 古川408号	令和8年8 月16日	居宅介護
2810602280	らくらく介 護 ありが とう	兵庫県神戸 市長田区大 塚町4丁目 1-11-201	一般社団法 人ありがと う	兵庫県加古 川市平岡町 中野212番 地の5万葉 ハイツ東加 古川408号	令和8年8 月16日	重度訪問介 護
2810602355	介護センタ ーつるぎ	兵庫県神戸 市長田区萩 乃町2丁目 4-8	株式会社剣	兵庫県神戸 市長田区萩 乃町2丁目 4-8	令和8年7 月19日	居宅介護
2810602355	介護センタ ーつるぎ	兵庫県神戸 市長田区萩 乃町2丁目 4-8	株式会社剣	兵庫県神戸 市長田区萩 乃町2丁目 4-8	令和8年7 月19日	重度訪問介 護
2815101395	1 2 3 ケア	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 1番6-402 号	一般社団法 人1 2 3 ケ ア	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 1番6-402 号	令和8年8 月7日	居宅介護
2815101395	1 2 3 ケア	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 1番6-402 号	一般社団法 人1 2 3 ケ ア	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 1番6-402 号	令和8年8 月7日	重度訪問介 護
2815101395	1 2 3 ケア	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 1番6-402 号	一般社団法 人1 2 3 ケ ア	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 1番6-402 号	令和8年8 月7日	同行援護

2810602397	ヘルパース テーション 詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町1丁目 6-8ミス ガハイツ若 松町201	合同会社詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町1丁目 3番6号	令和8年8 月10日	居宅介護
2810602397	ヘルパース テーション 詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町1丁目 6-8ミス ガハイツ若 松町201	合同会社詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町1丁目 3番6号	令和8年8 月10日	重度訪問介 護
2810501748	花便りNe ver h ope	兵庫県神戸 市兵庫区上 沢通1丁目 1-18 M・PAR KWEST 1階	株式会社花 便り	兵庫県神戸 市兵庫区上 沢通一丁目 1番18号 M・PAR KWEST 1階	令和8年8 月31日	就労継続支 援（B型）
2810601662	花便り	兵庫県神戸 市長田区海 運町7丁目 2番18号 2階	株式会社花 便り	兵庫県神戸 市兵庫区上 沢通1丁目 1-18M・ PARKW EST1階	令和8年8 月31日	就労継続支 援（B型）
2820600241	共同生活援 助あそみい しぐ	兵庫県神戸 市長田区長 田天神町2 丁目7-19	株式会社ア ソビゴエ	兵庫県神戸 市中央区中 町通4丁目 2番11号 村上ビル3 階	令和8年8 月31日	共同生活援 助
2810701603	デイサービ ス楽歩プラ ス	兵庫県神戸 市長田区若 松町11丁 目5-17	株式会社ア スレチック ラボ	兵庫県神戸 市須磨区平 田町二丁目 3番9号	令和8年9 月1日	生活介護

神戸市告示第366号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850200409	アムール ドゥ	兵庫県神戸市灘区 下河原通 二丁目5 番9号	学校法人宮川学園	兵庫県神戸市 灘区六甲町五 丁目7番8号	令和8年 8月1日	児童発達支援
2850200201	K I D A C A D E M Y S P O R T S 灘校	兵庫県神戸市灘区 岩屋中町 2-1-3 エビス西 事務所	株式会社Kids Developer	兵庫県神戸市 東灘区向洋町 中五丁目15番 地RICセン トラルタワー 内マーケット シーン 204A	令和8年 8月1日	児童発達支援
2855201089	キッズステーション ココライト伊川 谷	兵庫県神戸市西区 大津和2 -9-19 サンライフ大津和 101	株式会社フュー チャージニアス	兵庫県伊丹市 西台一丁目6 番13号	令和8年 8月1日	放課後等デイサービス
2850800992	キッズステーション ココライト名谷	兵庫県神戸市垂水区 名谷町 春日手 2287番3	株式会社フュー チャージニアス	兵庫県伊丹市 西台一丁目6 番13号	令和8年 8月1日	放課後等デイサービス
2855000747	子どもみらいサ ポート と いる鈴蘭 台	兵庫県神戸市北区 鈴蘭台北 町1-3- 5 南田	株式会社みらい ず	兵庫県神戸市 兵庫区下沢通 六丁目1番26 号	令和8年 8月1日	児童発達支援

		ビル1F				
2855000747	子どもみらいサポート という鈴蘭台	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町1-3-5 南田ビル1F	株式会社みらいず	兵庫県神戸市兵庫区下沢通六丁目1番26号	令和8年8月1日	放課後等デイサービス
2850600384	こりす	兵庫県神戸市長田区松野通1丁目10-12 Re-Smile 4F	特定非営利活動法人ウィズアス	兵庫県神戸市長田区水笠通四丁目1番12号	令和8年8月1日	放課後等デイサービス
2850600392	児童発達支援 ウィズ・ユータかとり第二教室	兵庫県神戸市長田区日吉町5丁目2-13	こころ合同会社	兵庫県神戸市長田区若松町十一丁目1-12	令和8年9月1日	児童発達支援
2850600392	児童発達支援 ウィズ・ユータかとり第二教室	兵庫県神戸市長田区日吉町5丁目2-13	こころ合同会社	兵庫県神戸市長田区若松町十一丁目1-12	令和8年9月1日	放課後等デイサービス
2850100914	L i n o K i d s 西岡本	兵庫県神戸市東灘区西岡本4丁目15番2号	株式会社k o m a c h i	兵庫県神戸市東灘区西岡本四丁目15番2号	令和8年9月1日	放課後等デイサービス
2850800406	Kimihiro Kid's 明舞	兵庫県神戸市垂水区南多聞台五丁目7番5号201号室	株式会社Me・baeru	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘二丁目5番57-6号	令和8年9月1日	保育所等訪問支援

2850700358	ツナグバ	兵庫県神戸市須磨区戎町5丁目3-13	株式会社P L A S T	兵庫県神戸市長田区腕塚町四丁目2番1号	令和8年9月1日	児童発達支援
2850700358	ツナグバ	兵庫県神戸市須磨区戎町5丁目3-13	株式会社P L A S T	兵庫県神戸市長田区腕塚町四丁目2番1号	令和8年9月1日	放課後等デイサービス
2850700358	ツナグバ	兵庫県神戸市須磨区戎町5丁目3-13	株式会社P L A S T	兵庫県神戸市長田区腕塚町四丁目2番1号	令和8年9月1日	保育所等訪問支援
2850801008	つむぎの森	兵庫県神戸市垂水区松風台2丁目3番1号	株式会社T S U M U G I	兵庫県神戸市垂水区松風台二丁目3番1号	令和8年9月1日	児童発達支援
2850801008	つむぎの森	兵庫県神戸市垂水区松風台2丁目3番1号	株式会社T S U M U G I	兵庫県神戸市垂水区松風台二丁目3番1号	令和8年9月1日	放課後等デイサービス
2855100216	H o u s e o f V e d a	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目5番9号ベレオ元町山手1階	株式会社y o g a i . u m	兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目5番9号ベレオ元町山手1F	令和8年9月1日	保育所等訪問支援
2850100922	放デイばればれ	兵庫県神戸市東灘区本庄町1-2-28	株式会社マスト	兵庫県芦屋市宮塚町1番8号	令和8年9月1日	放課後等デイサービス

2850100906	Sunny kids	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目3-27 ロイヤル甲南102	合同会社Sunny Place	兵庫県神戸市西区南別府1丁目1-1 サンシャビル1F	令和8年9月1日	児童発達支援
------------	---------------	-------------------------------	-----------------	----------------------------	----------	--------

神戸市告示第367号

次の事業者について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定
障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2870100183	相談支援事 業所 A r a t a	兵庫県神戸 市東灘区青 木 5 丁目 6 -14 磯辺 ビル 3 階	株式会社M O R E T H A N	兵庫県神戸 市東灘区青 木二丁目 2 番 1 -1106 号	令和 8 年 8 月 1 日	障害児相談 支援
2870200165	相談支援事 業所ゆるり	兵庫県神戸 市灘区高德 町 1 丁目 3 番 9 - 2	合同会社エ ムケアーズ	兵庫県神戸 市中央区栄 町通二丁目 4 番 13 号 701	令和 8 年 9 月 1 日	障害児相談 支援

神戸市告示第368号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2855200354	きつずぱーくこうべⅠ	兵庫県神戸市西区池上4丁目13-7-1F	株式会社ナノヒューマンプロモーション	兵庫県神戸市中央区元町通4丁目6番21号ジュネスビル3階-1	令和8年7月8日	児童発達支援
2850100898	B r i g h t A c a d e m y	兵庫県神戸市東灘区深江本町町三丁目4番27号SUNMALLKOH3階	株式会社SHIS	兵庫県神戸市東灘区深江本町三丁目4番27号SUNMALLKOH3F	令和8年7月10日	児童発達支援
2850100898	B r i g h t A c a d e m y	兵庫県神戸市東灘区深江本町町三丁目4番27号SUNMALLKOH3階	株式会社SHIS	兵庫県神戸市東灘区深江本町三丁目4番27号SUNMALLKOH3F	令和8年7月10日	放課後等デイサービス
2850200292	ビビッド六甲	兵庫県神戸市灘区上河原通3丁目4-15 ローレル甲南1階A	株式会社ビビッドディレクション	兵庫県芦屋市打出町2番18号	令和8年7月31日	放課後等デイサービス

2855200727	キッズステーション・コライト伊川谷	兵庫県神戸市西区大津和2丁目9-19 サンライフ大津和1階02号	株式会社ライト	兵庫県神戸市垂水区名谷町 2287-3	令和8年8月1日	放課後等デイサービス
2850200391	てらびあぼけつと 灘六甲道教室	兵庫県神戸市灘区永手町1丁目4-16 アルパー六甲2階	株式会社フェアリィ	岐阜県岐阜市六条東一丁目 14-4	令和8年8月1日	児童発達支援
2850800042	キッズステーション・コライト名谷	兵庫県神戸市垂水区名谷町字春日手 2287 番 3	株式会社ライト	兵庫県神戸市垂水区名谷町 2287-3	令和8年8月1日	放課後等デイサービス
2855000739	ハッピースマイル	兵庫県神戸市北区谷上東町 10 番 11 号	特定非営利活動法人がじゅまる	兵庫県神戸市北区谷上東町 10 番 11 号	令和8年8月1日	保育所等訪問支援

神戸市告示第369号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第7条第3項前段の規定により、人と自然との共生ゾーンの区域を変更したので、同項後段において準用する同条第2項の規定により次のとおり告示する。

また、同条例第9条第1項第2号の規定により農村用途区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第8条第12項の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更する人と自然との共生ゾーン区域

地区名	区 域
西区伊川谷町潤和	西区伊川谷町潤和
西区玉津町高津橋	西区玉津町高津橋

備考 区域の詳細については、経済観光局農政計画課備付けの図面のとおり

2 変更する農村用途区域

(1) 環境保全区域の変更

- ① 神戸市西区伊川谷町潤和および西区玉津町高津橋の区域に係る部分
（別図1を別図2に変更）

別図は省略する。

備考 区域の詳細については、経済観光局農政計画課備付けの図面のとおり

神戸市告示第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和8年10月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	神戸市の全域
神戸国際港都建設計画 都市再開発の方針	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 住宅市街地の開発整備の方針	神戸市の全域
神戸国際港都建設計画 防災街区整備方針	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 区域区分	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 用途地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度地区	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 防火地域及び準防火地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 臨港地区	神戸市中央区神戸空港
神戸国際港都建設計画 道路	< 3.3.16号 玉津大久保線 > 神戸市西区玉津町小山字川端、玉津町居住字大田、玉津町田中字田井、平野町中津字重長、字溝田、字平田、字池ノ下、字大池、字堀割ノ下、字平内口及び字堂ノ上 < 3.3.43号 明石三木線 > 神戸市西区玉津町小山字川端 < 3.5.54号 玉津平野線 > 神戸市西区平野町中津字重長及び字溝田
神戸国際港都建設計画 下水道	< 神戸市公共下水道 > 神戸市の一部

神戸国際港都建設計画 地区計画	< 潤和山の手台地区 地区計画 > 神戸市西区伊川谷町潤和字像ヶ谷、字辻及び字横尾、玉津町高津橋字馬掛原及び字小倉目
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	< 道場23生産緑地地区 > 神戸市北区道場町日下部 < 有野29生産緑地地区 > 神戸市北区有野町有野 < 有野76生産緑地地区 > 神戸市北区有野町有野 < 伊川谷124生産緑地地区 > 神戸市西区和井取 < 北別府31生産緑地地区 > 神戸市西区北別府 1 丁目 < 北別府48生産緑地地区 > 神戸市西区北別府 5 丁目 < 玉津148生産緑地地区 > 神戸市西区玉津町高津橋

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

事業の 名称	神戸発電所3・4号機設置計画	(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト
事業者の 名称	株式会社コベルコパワー神戸第二	アイリスパートナーズ株式会社
代表者	代表取締役社長 久山 誠二	代表取締役 古越 純
事業者の 所在地	神戸市灘区灘浜東町2番地	東京都品川区南大井6丁目16番10号
事業の 種類	石炭火力発電所	宅地の造成
事業の規模	65万kW×2基	事業面積約19.9ha (開発面積約18.2ha)
対象事業の 位置	神戸市灘区灘浜東町2番地	神戸市北区有野町有野字岡場1977番1他

2 縦覧の期間

令和8年10月6日（火曜）から10月19日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
西神工業団地内 周辺緑地	西区高塚台7丁目 西区高塚台6丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	設 置

(2)供用開始の年月日

令和8年10月6日

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条及び第1条の規定により、次のとおり市民の森に指定したので、同条第3項の規定により公告します。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民の森に指定した樹木の集団

指定番号	所在地	面積	樹種
53	北区山田町上谷上字宮開地1	1,055㎡	スギ、モミノキ 他

2 指定の年月日

令和8年10月1日

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第125条第4項の規定により、神戸市潤和山の手台土地区画整理組合の組合設立認可の取消処分を行いましたので、同法第45条第5項の規定により公告します。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

地区計画等の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」といいます。）を令和8年10月6日から令和8年10月20日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和8年10月6日から令和8年10月27日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和8年10月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 地区計画等の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 地区計画等の名称

西神第2地区地区計画

3 地区計画等の位置及び区域

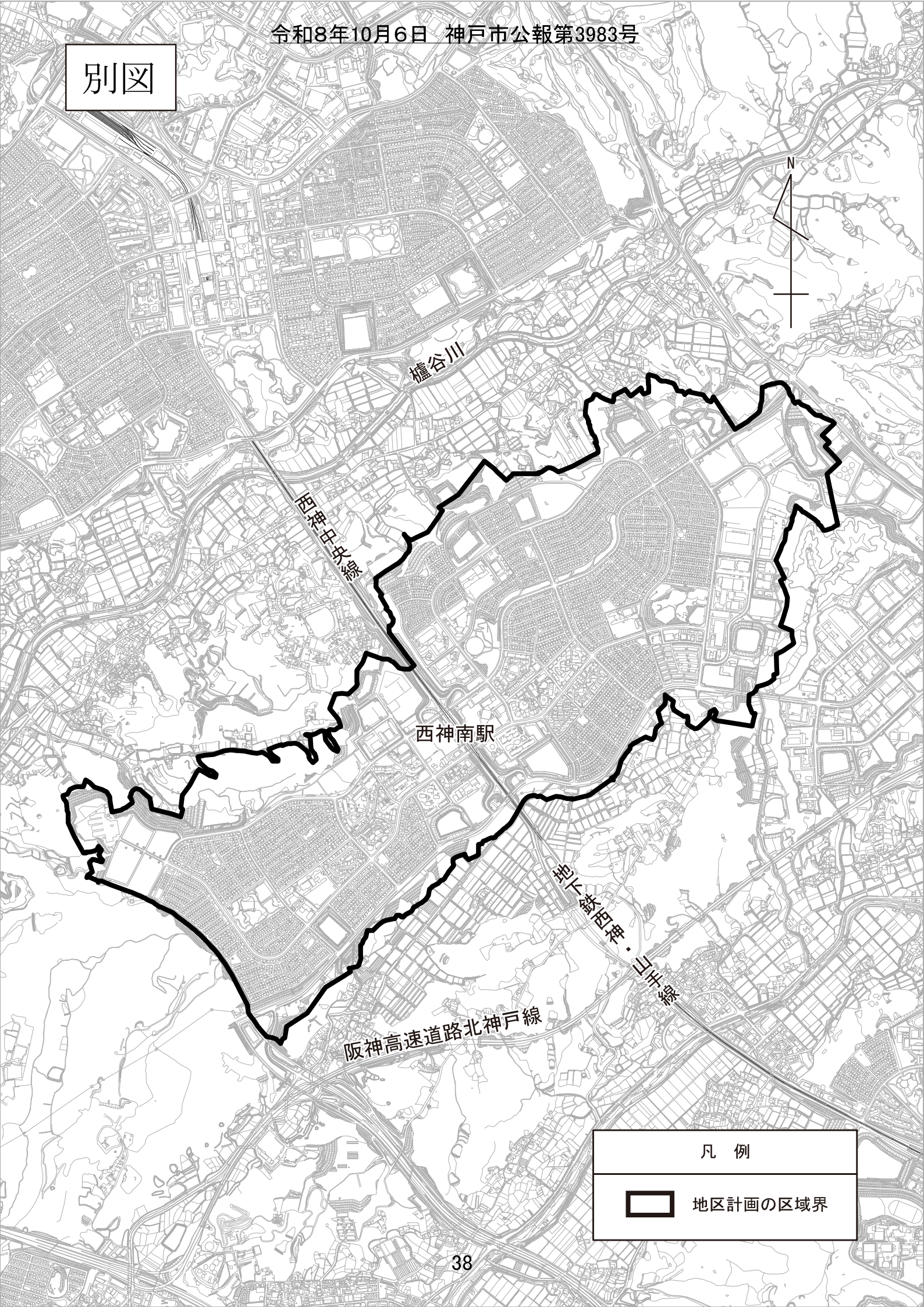
（別図のとおり）

4 素案の縦覧場所及び意見の提出場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階

神戸市都市局都市計画課

別図



凡 例



地区計画の区域界

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和8年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	神戸市の全域
神戸国際港都建設計画 都市再開発の方針	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 住宅市街地の開発整備の方針	神戸市の全域
神戸国際港都建設計画 防災街区整備方針	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 区域区分	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 用途地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度地区	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 防火地域及び準防火地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 臨港地区	神戸市中央区神戸空港
神戸国際港都建設計画 道路	< 3. 3. 16号 玉津大久保線 > 神戸市西区玉津町小山字川端、玉津町居住字大田、玉津町田中字田井、平野町中津字重長、字溝田、字平田、字池ノ下、字大池、字堀割ノ下、字平内口及び字堂ノ上 < 3. 3. 43号 明石三木線 > 神戸市西区玉津町小山字川端 < 3. 5. 54号 玉津平野線 > 神戸市西区平野町中津字重長及び字溝田
神戸国際港都建設計画 下水道	< 神戸市公共下水道 > 神戸市の一部

神戸国際港都建設計画 地区計画	< 潤和山の手台地区 地区計画 > 神戸市西区伊川谷町潤和字像ヶ谷、字辻及び字横尾、玉津町高津橋字馬掛原及び字小倉目
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	< 道場23生産緑地地区 > 神戸市北区道場町日下部 < 有野29生産緑地地区 > 神戸市北区有野町有野 < 有野76生産緑地地区 > 神戸市北区有野町有野 < 伊川谷124生産緑地地区 > 神戸市西区和井取 < 北別府31生産緑地地区 > 神戸市西区北別府 1 丁目 < 北別府48生産緑地地区 > 神戸市西区北別府 5 丁目 < 玉津148生産緑地地区 > 神戸市西区玉津町高津橋

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区西舞子 4 丁目 250 番 1、250 番 2、250 番 3、250 番 4、250 番 5、
250 番 6、250 番 7、250 番 8

開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市山科区柳辻中在家町 8 番地 1

株式会社メルディア D C

代表取締役 田中 一也

許可番号

令和 8 年 3 月 11 日 第 8292 号

（変更許可 令和 8 年 8 月 13 日 第 2307 号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区有野町有野字中山 2116 番 1 の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区有野町有野 2116 番地

谷 昇一

許可番号

令和 8 年 6 月 10 日 第 8304 号

（変更許可 令和 8 年 9 月 18 日 第 2315 号）

神戸市水道告示第22号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年10月6日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42514	株式会社 カレントファシリティ	神戸市垂水区神陵台8丁目14番10号	松本 真壽	令和8年9月30日
42602	株式会社 悠和环境	神戸市長田区明泉寺町2丁目9番3-2号	中須 悠介	令和8年9月30日
42624	有限会社 大光エンジニアリング	大阪市生野区小路東4丁目15番4号	森田 大志	令和8年9月30日

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

神戸市人事委員会

委員長 福 井 誠

神戸市人事委員会規則第 4 号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和34年3月人委規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（届出） 第5条 職員は、新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合（離職後引き続いて同項の職員たる要件を具備するに至った者（以下「継続職員」という。）で任命権者が認める場合を除く。）には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。条例同条同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合について	（届出） 第5条 職員は、新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合（離職後引き続いて同項の職員たる要件を具備するに至った者（以下「継続職員」という。）で任命権者が認める場合を除く。）には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。条例同条同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合について

も、同様とする。

(1) [略]

(2) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第9条第8項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合

(3)、(4) [略]

2 [略]

第9条 条例第9条第2項の規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

(1) 定期券を発行している普通交通機関等を利用する区間 別表第1に掲げる支給単位期間（条例第9条第12項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の区分に応じた通用期間の定期券の組み合わせによる当該区間に係る定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）の総額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均1月当たりの通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）

も、同様とする。

(1) [略]

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

(3)、(4) [略]

2 [略]

第9条 条例第9条第2項の規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

(1) 定期券を発行している普通交通機関等を利用する区間 別表第1に掲げる支給単位期間（条例第9条第11項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の区分に応じた通用期間の定期券の組み合わせによる当該区間に係る定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）の総額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均1月当たりの通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）

について、支給単位期間を6箇月とした場合の定期券の価額が当該区間についての平均1月あたりの通勤所要回数分の運賃等の額であって、最も低廉となるものの額（以下「回数券等の額」という。）に6を乗じた額を超えるときは回数券等の額とする。

(2) [略]

2 [略]

（交通の用具を使用する者の支給額）

第9条の2 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める額とは、別表第2の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じ、それぞれ同表の甲欄に定める額とする。

第9条の3 [略]

（交通の用具を使用する者の特例）

第10条の2 [略]

2 前項に規定する公署に通勤する者に支給する通勤手当の額は、別表第2の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じ、それぞれ同表の乙欄に定める額とする。

3 [略]

4 前項に規定するものに支給する通勤手当の額は、別表第2の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離に応

について、支給単位期間を6箇月とした場合の定期券の価額が当該区間についての平均1月あたりの通勤所要回数分の運賃等の額であって、最も低廉となるものの額（以下「回数券等の額」という。）に6を乗じた額を超えるときは回数券等の額とする。

(2) [略]

2 [略]

第9条の2 [略]

（交通の用具を使用する者の特例）

第10条の2 [略]

2 前項に規定する公署に通勤する者に支給する通勤手当の額は、別表第2の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じ、それぞれ同表の左欄に定める額とする。

3 [略]

4 前項に規定するものに支給する通勤手当の額は、別表第2の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離に応

じ、それぞれ同表の乙欄に定める額とする。ただし、第1項に規定する公署に通勤する場合は、別表第2の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じ、それぞれ同表の丙欄に定める額とする。

(駐車場等の要件)

第11条の4 条例第9条第8項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第6条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設で

じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、第1項に規定する公署に通勤する場合は、別表第2に定める額に自動車等の片道の使用距離毎の別表第2に定める額と条例第9条第3項に規定する額との差額を加えた額とする。

ないこと。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第11条の5 条例第9条第8項の人事委員会規則で定める職員は、第11条に掲げるものとする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第11条の6 条例第9条第8項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合

次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場

合 それぞれの駐車場等について
前号アからウまでに定める額を合
計した額

(支給日等)

第11条の7 [略]

2、3 [略]

4 条例第9条第10項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、条例9条第3項から第5項までの規定による額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び条例第9条第8項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第9条第10項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第9条第11項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るも

(支給日等)

第11条の4 [略]

2、3 [略]

4 条例第9条第9項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、条例9条第3項から第5項までの規定による額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第12条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第9条第9項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第9条第10項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るも

のを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)～(6) [略]

2 普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第9条第11項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

3 条例第9条第11項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第12条の3 条例第9条第12項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

のを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)～(6) [略]

2 普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第9条第10項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

3 条例第9条第10項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第12条の3 条例第9条第11項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(事後の確認)

第14条 任命権者及び所属長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうか又はその者が第11条の4に定める駐車場等たる要件を具備するかどうか及び駐車場等に係る通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示、第11条の2第1号から第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類若しくは第11条の4に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等を利用し、その料金を負担していることを証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別表第2（第9条の2、第10条の2関係）

自動車等の片道の使用距離	甲	乙	丙
	円	円	円

該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(事後の確認)

第14条 任命権者及び所属長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示又は第11条の2第1号から第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別表第2（第10条の2関係）

自動車等の片道の使用距離	手当額
	円

5キロメートル未満	2,000	2,200	2,400	5キロメートル未満	4,800
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200	4,600	5,000	5キロメートル以上10キロメートル未満	4,800
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300	8,000	8,700	10キロメートル以上15キロメートル未満	7,800
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400	11,400	12,400	15キロメートル以上20キロメートル未満	11,000
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500	14,900	16,300	20キロメートル以上25キロメートル未満	14,200
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600	18,300	20,000	25キロメートル以上30キロメートル未満	17,400

30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700	21,700	23,700	30キロメートル以上35キロメートル未満	20,600
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800	25,100	27,400	35キロメートル以上40キロメートル未満	23,800
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900	28,500	31,100	40キロメートル以上45キロメートル未満	26,800
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100	32,000	34,900	45キロメートル以上50キロメートル未満	28,800
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300	35,500	38,700	50キロメートル以上55キロメートル未満	30,800
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500	39,100	42,700	55キロメートル以上60キロメートル未満	32,800

60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700	42,600	46,500	60キロメートル以上	34,800
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200	46,400	50,600		
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700	50,300	54,900		
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200	54,100	59,000		
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700	58,000	63,300		
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200	61,800	67,400		

90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600	65,600	71,600
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000	69,300	75,600
100キロメートル以上	66,400	73,000	79,600

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和8年9月条例第4号）第1条による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例第9条第8項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則（以下「新規則」という。）第5条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新規則別表第2（第9条

の2、第10条の2関係)の規定の適用については、自動車等の片道の使用距離「5キロメートル未満」の区分における甲欄中「2,000円」とあるのは、「4,200円」、乙欄中「2,200円」とあるのは「4,600円」、丙欄中「2,400円」とあるのは「5,000円」とする。

2 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における新規則別表第2(第9条の2、第10条の2関係)の規定の適用については、自動車等の片道の使用距離「5キロメートル未満」の区分における甲欄中「2,000円」とあるのは、「3,100円」、乙欄中「2,200円」とあるのは「3,400円」、丙欄中「2,400円」とあるのは「3,700円」とする。

3 この規則の施行の際現に通勤手当の支給の基礎となっている通勤の経路及び方法については、この規則による自動車等の使用距離の区分に応じた通勤手当の額の改正のみを理由として、当該認定の変更を行わないものとする。

(準備行為)

第4条 新規則を施行するために必要な届出その他の準備行為は、施行日前においても、新規則の例によりすることができる。

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月28日

神戸市人事委員会

委員長 福 井 誠

神戸市人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年9月人委規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条、第4条関係)		別表(第2条、第4条関係)	
任命権者の 組織	職	任命権者の 組織	職
[略]	[略]	[略]	[略]
市長部局	[略]	市長部局	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光 局	[略]	経済観光 局	[略]
シアトル ビジネス ネスオ フィス、 農業振 興セン ター	所長	農業振 興セン ター	所長

		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]

(級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表				別表第1 行政職給料表			
職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称	職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
6級	所長の職務	[略]	[略]	6級	所長の職務	[略]	[略]
		経済観光局	シアトルビジネスオフィス、農業振興センター			経済観光局	農業振興センター
		[略]	[略]			[略]	[略]
7級	所長の職務	[略]	[略]	7級	所長の職務	[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当の支給に関する規則(昭和37年7月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
任命権者の組織	職	支給額	支給区分	任命権者の組織	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長	[略]	[略]	[略]	市長	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局	[略]	[略]	[略]	経済観光局	[略]	[略]	[略]
	国際経済連携専門官、イノベーション専門官(級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)別表第1にお	[略]	[略]		国際経済連携専門官、イノベーション専門官(級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)別表第1にお	[略]	[略]

		いて職務の級が6級と定められている者に限る。)、シアトルビジネスオフィス所長、農業振興センター所長					いて職務の級が6級と定められている者に限る。)、農業振興センター所長		
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]					備考 [略]				

附 則

この規則は令和8年10月1日から施行する。